○東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会規則

平成14年5月30日東京都板橋区規則第47号

改正

平成15年3月24日規則第22号 平成18年3月31日規則第21号 平成22年3月31日規則第20号 平成28年12月15日東京都板橋区規則第138号 令和2年3月31日東京都板橋区規則第35号

東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会規則

題名改正〔平成28年規則138号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進条例(平成14年板橋区条例 第14号)第10条に規定する東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会(以下「協議 会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成28年規則138号〕

(会長の選任及び権限)

- 第2条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第3条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 協議会の会議は、これを公開する。ただし、協議会が特に必要と認めるときは、非公 開とすることができる。

(庶務)

- 第4条 協議会の庶務は、福祉部障がい政策課において処理する。
 - 一部改正〔平成15年規則22号・18年21号・22年20号・令和2年35号〕

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年3月24日規則第22号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月31日規則第21号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成22年3月31日規則第20号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成28年12月15日東京都板橋区規則第138号)

この規則は、東京都板橋区バリアフリー推進条例の一部を改正する条例(平成28年板橋区条例第63号)付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。ただし、第1条の改正規定(「第9条」を「第10条」に改める部分に限る。)は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和2年3月31日東京都板橋区規則第35号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。